

特定非営利活動法人縁定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人縁という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市安佐北区落合南六丁目1番3号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民、特に親や生活拠点を失い社会的養護が必要な非行青少年等に対して、生活拠点や社会的居場所を創出し、日常生活の援助及び生活指導を行うとともに、軽度障害者を含む青少年の就学・就労支援、社会参加を目的とした地域交流促進活動等を行い、青少年の社会的自立の促進及び地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 自立援助ホームの運営を含む児童自立生活援助事業
- (2) 軽度障害者を含む青少年の就学・就労支援事業
- (3) 青少年の社会参加を目的とした地域交流促進に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	小田 翔也
副理事長	品川 良貴
理事	山真 雄太
監事	豊田 博基

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 9 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 6 月 30 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	(個人)	0 円	(団体)	0 円
正会員会費	(個人)	0 円	(団体)	0 円
(2) 賛助会員入会金	(個人)	0 円	(団体)	0 円
賛助会員会費	(個人)	0 円	(団体)	0 円

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

非行に走ってしまう少年たちの中には、虐待、貧困、育児放棄、貧困など、家庭環境において大人から困難を押し付けられたケースが存在します。安心して過ごすことができる生活環境を失い、頼れる大人がいない少年は学校や地域からも、つまはじきにされているような気持ちになり、衝動的に犯罪を犯してしまうという事態に陥ることが少なくありません。ネグレクトのような環境でほとんど食事を与えられていなかった少年が食べ物を盗んだような事案の場合、少年の非行を矯正するというよりも、まず少年の生活環境を整える必要があるといえます。

一方、軽度の障害を持つ若者は、見た目には分かりにくいため、就職した時点では家庭でもわかっていなかった障害に気づくことがあります。特に知的障害や発達障害等が軽度の場合、職場において「普通にできるはず」「努力不足」と誤解されたり、曖昧な指示を受けて混乱したり、予期せぬスケジュール変更にストレスを感じたりすることがあります。周囲の偏見や無理解が職場での適応をさらに困難にし、家庭でもサポート体制ができていないため、障害を持つ本人は自信と働く気力を失い、引きこもってしまうことも少なくありません。このような軽度の障害者の犯罪もまた存在します。

以上のように、家庭環境や経済的な理由により親元での生活が困難な青少年や軽度の障害を持つ若者の自立が大きな課題となっておりますが、このような若者の支援団体は非常に少ないと感じます。

そこで私たちは、自立援助ホームの運営を含む児童自立生活援助事業として、自立援助ホームを開設、運営し、少年院退院後や保護観察期間を終えた青少年が家庭へ戻れない場合に、安心して生活できる住居や食事等を提供し、規則正しい生活習慣を身に付けるための生活指導、金銭管理指導等を行い、青少年の社会的自立を支援してまいります。

また、軽度障害者を含む青少年の就学・就労支援事業として、就学や就労に困難を抱える青少年に対し、個別の相談を受け、希望する進路に向けた学習支援や、近隣の企業や事業者の協力を得て、職場体験や職業訓練の機会を創出し、働くことへの不安を払拭できるよう支援してまいります。

更に、青少年の社会参加を目的とした地域交流促進に関する事業として、社会活動に乏しい青少年が、ボランティア活動やお祭り等、地域住民と交流できるイベントに参加及び企画・開催し、地域住民との相互理解を深めるとともに、社会貢献活動により自己肯定感を高め、社会的自立後も安心して地域社会の中で生き抜く力を身につけるための環境づくりを目指してまいります。

開設にあたっては、事業所開業や契約締結の面など事業の遂行上法人格が必要であり、また、多くの地域住民の信用と信頼を得るために積極的に情報公開を行う特定非営利活動法人が最適と考え、特定非営利活動法人縁を設立することにしました。

この法人は、広く一般市民、特に親や生活拠点の失い社会的養護が必要な非行青少年等に対して、生活拠点や社会的居場所を創出し、日常生活の援助及び生活指導を行うとともに、軽度障害者を含む青少年の就学・就労支援、社会参加を目的とした地域交流促進活動等を行い、青少年の社会的自立の促進及び地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とし、社会に貢献していきたいと考えております。

2 申請に至るまでの経過

令和7年3月3日午後1時より発起人会を開き、設立の趣旨、定款、会費及び財産、令和7年度及び令和8年度の事業計画、活動予算、役員の案を審議し決定しました。

令和7年3月17日午後1時より設立総会を開き、発起人より設立の趣旨、定款、会費及び財産、令和7年度及び令和8年度の事業計画、活動予算、役員の案を提案し、審議の上、決定しました。

以上をもって、特定非営利活動法人縁の設立を申請することとしました。

令和7年3月17日

特定非営利活動法人縁

設 立 代 表 者 小田 翔也

役 員 名 簿

令和7年3月17日現在

特定非営利活動法人縁

区分	役職名	(フリガナ) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無
理事	理事長	オダ ショウヤ 小田 翔也		無
理事	副理事長	シナガワ ヨシキ 品川 良貴		無
理事		ヤマシ ユウタ 山真 雄太		無
監事		トヨタ ヒロキ 豊田 博基		無

令和 7 年度の事業計画書

法人設立の日から令和 8 年 6 月 3 0 日まで

特定非営利活動法人縁

1 事業実施の方針

設立初年度は、設立後の諸手続きを行いつつ、まずは自立援助ホームの設置及び開設、軽度障害を含む青少年の就学・就業支援事業及び青少年の社会参加を目的とした地域交流促進に関する事業の準備活動として、自立援助ホームの開設準備と、地域の企業や事業者に向けて自立援助ホーム開設について広告し、労務提供及び指導等に関する協力者、イベント協賛企業等の募集宣伝を行う等、事業実施に向けた体制の整備を行い、青少年の社会的自立の促進及び地域社会の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与するために、下記事業を立ち上げ、推進する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業名)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
自立援助ホームの運営を含む児童自立生活援助事業	本年度は自立援助ホームの開設準備として、下記の準備活動を中心に行う ・住居設備の整備 ・児童養護施設や保護観察者等の関係施設及び関係者との連絡及び協議等 自立援助ホーム開業後は児童養護施設等、退所後の青少年の受け入れとホーム運営を行う	(A) ホーム開業後通年 (B) 広島県 (C) 6 人	(D) 自立援助ホームへの入居を希望する青少年 (E) 3 ～ 5 名	1, 3 7 1
軽度障害者を含む青少年の就学・就業支援事業	本年度は準備活動として、下記の準備活動を行う ・就学・就労先の情報収集 ・ホームページやSNSを利用し、近隣の企業や事業者に向けた労務提供及び指導等の協力依頼宣伝活動 ・軽度障害者施設等の関係施設との連絡及び協議等	(A) 本年度は準備活動のみ (B) — (C) —	(D) — (E) —	1 3 7

青少年の社会参加を目的とした地域交流促進に関する事業	自立援助ホーム入居者及び軽度障害者を含む地域の青少年の社会参加を目的とした地域のお祭り、交流会等のイベントを企画及び開催する (今年度は準備活動のみ) ・ホームページやSNSを利用し、近隣の企業や事業者に向けた協賛の募集宣伝活動	(A) 本年度は準備活動のみ (B) — (C) —	(D) — (E) —	56
その他この法人の目的を達成するために必要な事業		(A) 本年度は実施なし (B) — (C) —	(D) — (E) —	0

計 1,564千円

令和8年度の事業計画書

令和8年7月1日から令和9年6月30日まで

特定非営利活動法人縁

1 事業実施の方針

令和8年度は、前年度に引き続き、確実に事業を実施するべく組織基盤の充実を行いつつ、自立援助ホームの運営、軽度障害を含む青少年の就学・就業支援事業、青少年の社会参加を目的とした地域交流促進に関する事業等を行い、青少年の社会的自立の促進及び地域社会の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与するために、下記事業を推進する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者 の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
自立援助 ホームの 運営を含 む児童自 立生活援 助事業	児童養護施設等、退所後の青少年の生活拠点としての自立援助ホームの運営及び青少年に対して生活改善指導や金銭管理指導を行う	(A) 通年 (B) 広島県 (C) 6人	(D) 自立援助ホームへの入居を希望する青少年 (E) 6～8名	3,653
軽度障害 者を含む 青少年の 就学・就 労支援事 業	自立援助ホーム入居者及び軽度障害者を含む青少年に対する就学・就労準備支援として、下記のような活動を行う ・就学・就労先に関する個別相談の受付及び情報提供 ・近隣の企業や事業者から依頼を受け、農業、草むしり、引越、軽作業等への取組 ・PC操作等就労に必要なスキル習得のための教室 ・近隣の企業への職場体験 ・就学先への体験入学	(A) 土日祝日を除く、週2～3回 (B) 法人事務所または広島県内の公共施設等 (C) 4人	(D) 自立援助ホーム入居者及び地域の軽度障害者を含む就学・就労を希望する青少年 (E) 6～20名／回	404

青少年の社会参加を目的とした地域交流促進に関する事業	自立援助ホーム入居者及び軽度障害者を含む地域の青少年の社会参加を目的とした地域のお祭り、交流会等のイベントを企画及び開催する ・地域のお祭りへの出店 ・地域企業との協賛イベントとして、地域交流イベントの企画及び開催 ・地域交流を目的とした他団体と連携したボランティア活動の企画及び開催	(A) 年4回 (B) 広島県内 (C) 4人	(D) 自立援助ホーム入居者及び地域の軽度障害者を含むイベント参加を希望する青少年及び地域住民 (D) 50～200名／回	295
その他の法人の目的を達成するために必要な事業	自立援助ホーム退去者及び軽度障害者を含む青少年への継続支援としての、社会生活に関する個別相談受付及び行政サービス等、必要な情報の提供等を行う	(A) 随時 (B) 法人事務所 (C) 2人	D) 自立援助ホーム退去者及び軽度障害者を含む青少年 (E) 不特定多数	0

計 4,352千円

設立当初の事業年度 活動予算書

法人設立の日から令和8年6月30日まで

特定非営利活動法人縁

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,340,000	1,340,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
自立援助ホームの運営を含む児童自立生活援助事業収益	600,000		
軽度障害者を含む青少年の就学・就労支援事業収益	0		
青少年の社会参加を目的とした地域交流促進に関する事業収益	0		
その他この法人の目的を達成するために必要な事業収益	0	600,000	
経常収益計			1,940,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
食材費	180,000		
備品購入費	990,000		
会議費	33,000		
旅費交通費	88,000		
通信運搬費	55,000		
広告宣伝費	60,000		
印刷製本費	32,000		
賃借料	0		
水道光熱費	60,000		
修繕費	0		
新聞図書費	6,000		
保険料	0		
医療費	0		
研修費	0		
租税公課	0		
支払手数料	0		
消耗品費	60,000		
その他経費計	1,564,000		
事業費計		1,564,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	22,000		
旅費交通費	0		
通信運搬費	22,000		
租税公課	120,000		
支払手数料	110,000		
消耗品費	22,000		
その他経費計	296,000		
管理費計		296,000	
経常費用計			1,860,000
当期経常増減額			80,000
税引前当期正味財産増減額			80,000
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			10,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			10,000

※ その他の事業は実施を規定していません。

令和7年度 活動予算書の注記

特定非営利活動法人縁

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

2. 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	自立援助ホーム の運営を含む児 童自立生活援助 事業	軽度障害者を含 む青少年の就 学・就労支援事 業	青少年の社会参 加を目的とした 地域交流促進に 関する事業	その他この法人 の目的を達成す るために必要な 事業	事業費計	管理部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費	0	0	0	0	0	0	0
2. 受取寄附金	940,000	0	0	0	940,000	400,000	1,340,000
3. 受取助成金	0	0	0	0	0	0	0
4. 事業収益	600,000	0	0	0	600,000	0	600,000
経常収益計	1,540,000	0	0	0	1,540,000	400,000	1,940,000
II 経常費用							
(1) 人件費							
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0
給料手当	0	0	0	0	0	0	0
法定福利費	0	0	0	0	0	0	0
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0
人件費計	0	0	0	0	0	0	0
(2) その他経費							
食材費	180,000	0	0	0	180,000	0	180,000
備品購入費	940,000	50,000	0	0	990,000	0	990,000
会議費	11,000	11,000	11,000	0	33,000	22,000	55,000
旅費交通費	55,000	22,000	11,000	0	88,000	0	88,000
通信運搬費	33,000	11,000	11,000	0	55,000	22,000	77,000
広告宣伝費	30,000	15,000	15,000	0	60,000	0	60,000
印刷製本費	16,000	8,000	8,000	0	32,000	0	32,000
賃借料	0	0	0	0	0	0	0
水道光熱費	60,000	0	0	0	60,000	0	60,000
修繕費	0	0	0	0	0	0	0
新聞図書費	6,000	0	0	0	6,000	0	6,000
保険料	0	0	0	0	0	0	0
医療費	0	0	0	0	0	0	0
研修費	0	0	0	0	0	0	0
租税公課	0	0	0	0	0	120,000	120,000
支払手数料	0	0	0	0	0	110,000	110,000
消耗品費	40,000	20,000	0	0	60,000	22,000	82,000
その他経費計	1,371,000	137,000	56,000	0	1,564,000	296,000	1,860,000
経常費用計	1,371,000	137,000	56,000	0	1,564,000	296,000	1,860,000
当期経常増減額	169,000	-137,000	-56,000	0	-24,000	104,000	80,000

令和8年度 活動予算書

令和8年7月1日から令和9年6月30日まで

特定非営利活動法人縁

(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,200,000	1,200,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
自立援助ホームの運営を含む児童自立生活援助事業収益	3,600,000		
軽度障害者を含む青少年の就学・就労支援事業収益	0		
青少年の社会参加を目的とした地域交流促進に関する事業収益	0		
その他この法人の目的を達成するために必要な事業収益	0	3,600,000	
経常収益計			4,800,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,440,000		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	1,440,000		
(2) その他経費			
食材費	1,080,000		
備品購入費	60,000		
会議費	60,000		
旅費交通費	92,000		
通信運搬費	60,000		
広告宣伝費	45,000		
印刷製本費	32,000		
賃借料	224,000		
水道光熱費	360,000		
修繕費	60,000		
新聞図書費	36,000		
保険料	203,600		
医療費	120,000		
研修費	60,000		
租税公課	0		
支払手数料	0		
消耗品費	420,000		
その他経費計	2,912,600		
事業費計		4,352,600	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	24,000		
旅費交通費	36,000		
通信運搬費	24,000		
租税公課	120,000		
支払手数料	120,000		
消耗品費	36,000		
その他経費計	360,000		
管理費計		360,000	
経常費用計			4,712,600
当期経常増減額			87,400
税引前当期正味財産増減額			87,400
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			17,400
前期繰越正味財産額			10,000
次期繰越正味財産額			27,400

※ その他の事業は実施を規定していません。

令和8年度 活動予算書の注記

特定非営利活動法人縁

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

2. 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	自立援助ホーム の運営を含む児 童自立生活援助 事業	軽度障害者を含 む青少年の就 学・就労支援事 業	青少年の社会参 加を目的とした 地域交流促進に 関する事業	その他この法人 の目的を達成す るために必要な 事業	事業費計	管理部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費	0	0	0	0	0	0	0
2. 受取寄附金	0	0	0	0	0	1,200,000	1,200,000
3. 受取助成金	0	0	0	0	0	0	0
4. 事業収益	3,600,000	0	0	0	3,600,000	0	3,600,000
経常収益計	3,600,000	0	0	0	3,600,000	1,200,000	4,800,000
II 経常費用							
(1) 人件費							
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0
給料手当	1,440,000	0	0	0	1,440,000	0	1,440,000
法定福利費	0	0	0	0	0	0	0
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0
人件費計	1,440,000	0	0	0	1,440,000	0	1,440,000
(2) その他経費							
食材費	1,080,000	0	0	0	1,080,000	0	1,080,000
備品購入費	60,000	0	0	0	60,000	0	60,000
会議費	24,000	24,000	12,000	0	60,000	24,000	84,000
旅費交通費	60,000	24,000	8,000	0	92,000	36,000	128,000
通信運搬費	36,000	12,000	12,000	0	60,000	24,000	84,000
広告宣伝費	15,000	15,000	15,000	0	45,000	0	45,000
印刷製本費	16,000	8,000	8,000	0	32,000	0	32,000
賃借料	0	144,000	80,000	0	224,000	0	224,000
水道光熱費	360,000	0	0	0	360,000	0	360,000
修繕費	60,000	0	0	0	60,000	0	60,000
新聞図書費	36,000	0	0	0	36,000	0	36,000
保険料	106,000	57,600	40,000	0	203,600	0	203,600
医療費	120,000	0	0	0	120,000	0	120,000
研修費	0	60,000	0	0	60,000	0	60,000
租税公課	0	0	0	0	0	120,000	120,000
支払手数料	0	0	0	0	0	120,000	120,000
消耗品費	240,000	60,000	120,000	0	420,000	36,000	456,000
その他経費計	2,213,000	404,600	295,000	0	2,912,600	360,000	3,272,600
経常費用計	3,653,000	404,600	295,000	0	4,352,600	360,000	4,712,600
当期経常増減額	-53,000	-404,600	-295,000	0	-752,600	840,000	87,400